

下総国相馬郡正倉跡の再検討

大野康男

目 次

| | |
|--------------|-----|
| 1. はじめに | 247 |
| 2. 郡家の建物 | 247 |
| 3. 下総国相馬郡正倉 | 251 |
| (1)日秀西遺跡について | 251 |
| (2)正倉としての構造 | 253 |
| 4. おわりに | 259 |

1. はじめに

律令国家の地方政治は、国・郡、あるいはそれ以下の郷等の地方組織が重要な役割を果たしていた。また、これらの行政組織が整備されることによって中央集権の支配体制が確立されるに至ったと考えられる。^(註1)これらの地方組織は戸令^(註2)為里條に見られるように50戸を1里とし、また定郡條^(註3)の規定により大郡から小郡の5段階に区分されている。当然ながら、このような地方行政は在地豪族の勢力とも密接な関係にありながらも、国家権力が導入されたことも事実である。郡家^(註4)の場合、国衙と比較してより在地勢力との深い関わりを有しており、その点やはり国司が中央から派遣されていることを考えれば、国衙ほど国家権力発揚の場としては期待していなかったとも捉えられる。郡家の成立は既に周知のごとく大宝令施行以降のことであり、それ以前の評制をそのまま踏襲したものではなく、さらに単に評家の量的拡大の結果とは考えられない。このことは山中敏史氏も指摘しているように、郡家の成立は新たな地域支配体制の樹立を意図した郡司層及び国家権力による支配体制の象徴的表現であった。^(註5)地域的には評督・郡領が古墳時代においてどのような集団であったのか非常に興味を持たれるところである。^(註6)いうまでもなく、郡司の任用は選叙令郡司條^(註7)に規定されているとおりであり、大化改新詔同様譜第性を重視したものとなっている。^(註8)

さて、『延喜民部式』・『和名抄』には古代における郡名が記されているが、その数は前者が590、後者が592を数える。郡家は各郡に置かれていたものであり、これらの数は当時存在していた郡家の最低限の数を示すものである。というのは、常陸国鹿島郡家のごとく郡家が移動している例もあり、^(註9)このような情況は鹿島郡に限ったこととは考えられず、その他の郡においても十分に郡家の移動は想定できることから、郡家の数は『延喜民部式』・『和名抄』に記されている数より遙かに多いものであったと推定できる。しかしながら、現在までに調査が行われている郡家、あるいは郡家推定地は50ヶ所を数えるにすぎず、おそらくは存在したであろう郡家の1割にも満たない数である。従って、現在までに郡家と推定されている遺跡は、建物の配置及び出土遺物において、一面的に、もしくは一側面的に典型的な郡家跡であり、前述したように全体の1割にも満たない調査例からは、郡家の全容が解明されたとは言い難い。

2. 郡家の建物

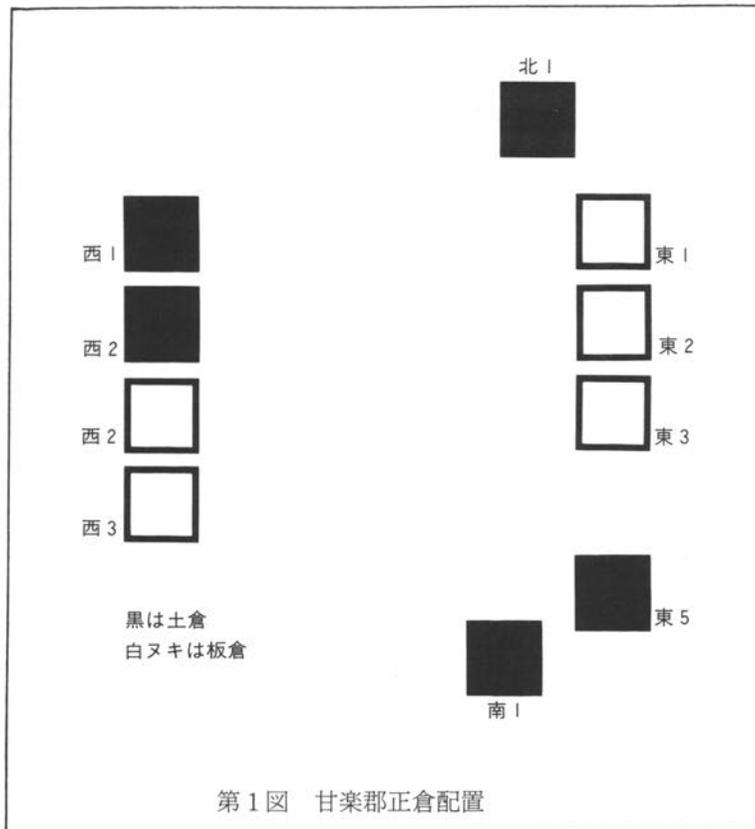
郡家は令制下における地方政治の執務機関と、律令財政の基盤となる収奪機関との両側面を兼ね備えたものである。郡家の建物は『儀制令集解五行條古記』・『上野国交替実録帳』の記載によって郡院（郡庁）・倉庫院（正倉）・厨院（厨家）・館等から構成されていたと考えられてい

る。特に『上野国交替実録帳』は長元3年(1030)とやや時代が下り、またその時代において残存していた建物を記したとはいえ、その具体的記述は他の郡家の建物構成を考える上においても極めて重要な意味を持っている。^(註12)

上野国の場合、郡家の建物は平均40棟となり、正倉を除いた各建物群は4棟を基本的構成としているようである。足利健亮氏もこのことを基に、郡家の等級・郡司の定員に関係なく24棟を完形とする官舎を考えられている。^(註13)基本的的に4棟構成の建物群は、さらにそれぞれの性格を表す名称で呼ばれており、郡庁構造としてこれらの建物がコ字形を一般的とする極めて整然な配置を呈して建てられていた。このため、このように整った建物配置に対して律令官衙様式という用語が定着したが、多くは国衙に対して用いられ、郡家は国衙ほど明瞭な建物配置をとっていない。また、国衙については山本忠尚氏が出雲・伯耆の国衙の官舎群の在り方から朝堂院的配置様式という用語を提唱している。^(註14)山本氏の言葉を借りるならば、郡庁は正殿を中心にその前側方に東西脇殿を配し、後殿を加えたコ字形配置をとり、これらの建物を築地塀ないし掘立柱塀で方形に囲み南に門を置くという形をとる。郡家としての範囲は、この区画により明確にされるものであり、衛禁律にも規定されているように、郡垣を越えることは杖70を課せられることになっている。^(註15)整然とした建物群とそれを取り囲む区画施設は、単に地方行政を執行する行政府、または租税の取奪を目的としたばかりでなく、そこに建ち並ぶ建物群が民衆に与える脅威により国家権力誇示をも狙いとしたものである。

さて、本論で取り上げる正倉は、総柱構造の倉庫が整然と配置されていることが一般的で、多くの場合群構成を呈している。倉庫令の規定によると「凡倉。皆於高燥處置之。側開池渠。去倉五十丈内。不得置官舎。」とある。しかしながら実際には「去倉五十丈内。不得置官舎。」^(註16)の規定は遵守されていなかったようである。また、正倉の多くが台地上に占地しており、「皆於高燥處置之」に符合するが、山中敏史氏はこうした占地形態は穎穀の運搬・収納作業の労働負担を増すものであるが、それにもかかわらず高所に営まれたのは、正倉の持つ国家権力の象徴性を周辺地域に対して視角的に示そうとしたことによる。しかし実際には、区画施設も不明確な正倉も存在し、果たしてそこまでの成果を狙ったものか疑問が持たれる。^(註17)本来倉庫は、その土地の生産基盤と生産力によって生じた余剰生産物を収納するための施設であり、地方制度の整備とともに正倉として確立したものである。正倉の設置に関しては、和銅元年閏8月10日太政官符により不動倉が設置され、村尾次郎氏の指摘するように正税の不動穀・動用穀・出挙稻の三分制度が大宝令以後に制定されたことが知られる。^(註18)^(註19)

史料的には先に上げた『儀制令集解』や『上野国交替実録帳』以外にも『和泉監正税帳』や所謂『越中国官倉納穀実録帳』等の記載から正倉の規模・構造を復元することができる。^(註20)『上野国交替実録帳』の記載は各郡の冒頭に正倉が位置し、また他の官舎と比較してその内容もよ



り具体的なものとなっている。このことは既に多くの研究者が指摘しているとおりであり、郡庁等の制度上の執務機関よりも、支配を完遂するための財政的基盤となる収奪機関である正倉に最大の関心を払っていたこと^(註21)の表れである。正倉の記載方法は、『上野国交替実録帳』、『和泉監正税帳』ともに共通したものである。即ち、各建物を群別に番号を付けて呼んでおり、その群の呼称も相対的方位に基づいたものである。しかしながら、舟尾好正氏の指摘する^(註22)ように、このことをもって正倉の全てが郡家域に集中して存在したことを意味するわけではない。『上野国交替実録帳』においても片岡郡に「郡外□倉□」^(註23)とあり、また藺田香融氏は『出雲国風土記』や『越中国官倉納穀実録帳』に見える正倉の存り方も、村に分置されたものであると指摘している。それでは、『上野国交替実録帳』の記載を例にとると

甘楽郡

北一土倉 南一土倉 東一板倉 西二土倉 東二板倉 東三板倉 東五土倉 西一土倉 西二板倉 西三板倉

となっている。甘楽郡の場合、長元3年(1030)において既に北二倉以降の北群の倉や、東四倉は残存していなかったようで欠番となっている。これを模式図に示したのが第1図である。

北・南群はともに遺存率が低い、東西両群を見る限り板倉と土倉の占める割合に大きな違いがあったとは考えられない。板倉と土倉という名称は、倉の構造的差異によるもので、特に壁構造の違いによって区別されていたと考えられる。土倉に関して富山博氏は壁全体が土によって構成されたもの、あるいは防火の手段として甲倉や板倉の表面に壁土を塗った倉と考えられている。

次に『和泉監正税帳』の記載を例にとると

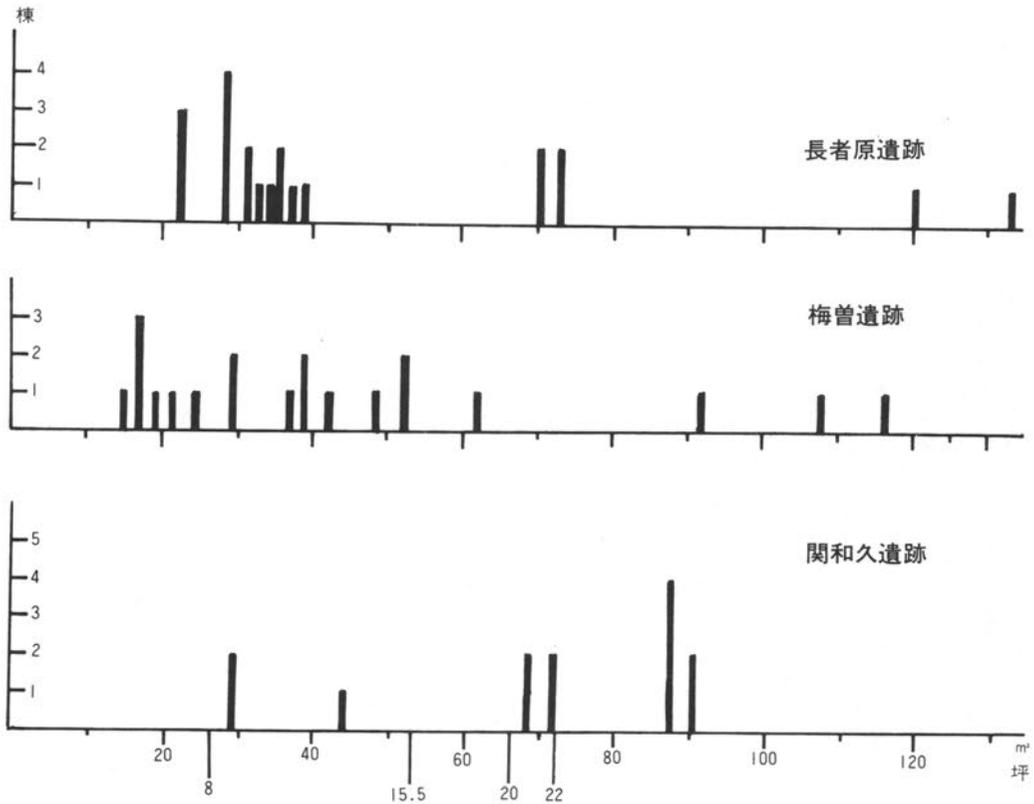
南院北第一法倉 西第一板倉 西第二板倉 南第一板倉 南第三板倉 東第一丸木倉
東第二丸木倉 東第三丸木倉 東第四丸木倉 西第一屋 西第二屋 南院北屋

となる。上記の例は和泉郡と推定されるが、丸木倉が東群(院)に集中している。但し、同日根郡における丸木倉は北・西・南・東院北に分散している。またこの史料は天平9年(737)のものであるが、既に南第二倉は欠番となっており、残存していなかったようである。このように倉の番号は、改築・新築にかかわらず、当初からの番号をそのまま受け継いだものであり、結果として若い番号を付された倉が相対的に古い倉である可能性が指摘できる。舟尾好正氏は各正税帳の検討から、丸木倉が全体的に規模も小さく、構造的にも古い構造であるとともに、丸木倉に付された番号が各群内の若い番号が付けられていることを重視している。^(註25) また同様に、動用倉の番号が各群内の最後にきていることも、その機能を考える上で重要なものとしている。動用倉の最大の機能は支出機能であり、支出費目最大の賑給の制度がさほど古くないことと関係付け、賑給制度が円滑に機能し始めた8世紀代において1ないし2棟の動用倉が新造されたものと考えられる。

さて、和泉郡の正倉の中は、先の甘楽都に見られた「土倉」が存在していないが、新たに「法倉」という倉が見られる。^(註27) 富山博氏は『駿河国正税帳』の記載において、土倉が普通の倉に対する特殊な倉として区別され、おそらくこの倉が法倉にあたるものと推定している。法倉は各郡の正倉の中で最大級の倉が当てられており、動用穀が収納されている。即ち、穀支出用の倉で、鬼頭清明氏は法倉と称される倉庫こそが律令国家を象徴する倉であり、郡家の正倉を正倉たらしめているものとしている。^(註28) ようするに法倉の規模は100㎡以上というような限定されたものではないのである。

各正税帳に記載されている正倉の規模は、おおそ各郡において100㎡以上の倉が存在して^(註29) おり、これらが法倉として機能していたものである。また、第2図に調査された正倉の規模を示したが、やはり100㎡以上の大形の倉が存在し、これらも法倉として機能していたものと考えられる。この図に見るように、各正倉は特にある一定の規模の倉庫が集中するというようなことはなく、比較的多様な分布となっている。これは正税帳記載の規模についても同様であり、『統紀』和銅7年(714)4月26日條記載の太政官奏の穀倉に関する規格が遵守されていたかは疑問^(註30)

^(註31)



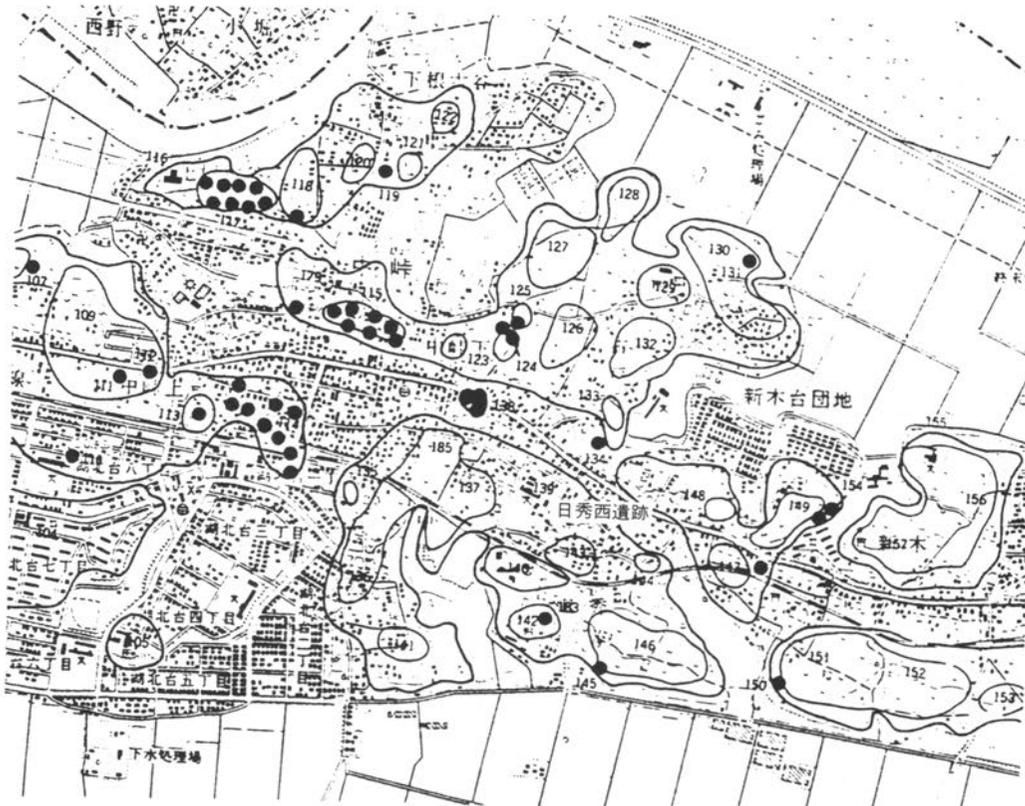
第2図 正倉面積度数分布図

が残さる。村尾次郎氏^(註32)が示されている千斛から四千斛に対する坪数は8・15.5・20・22坪であるが、やはりその坪数における特別な集中は見られない。先の太政官奏がもたらしたのは正倉の大形化であり、調査例からも8世紀初頭以降に大形化が顕著である。

3. 下総国相馬郡正倉

(1) 日秀西遺跡について

日秀西遺跡は、千葉県立湖北高等学校建設に先立って昭和52年から同53年にかけて調査が行われたものである。^(註33)その後、千葉県教育委員会により学術調査が実施され、^(註34)また我孫子市教育委員会においても隣接する地区を調査している。^(註35)遺跡は利根川と手賀沼に挟まれた台地上に位置し、谷を南に臨んでいる。調査の結果、鬼高期の集落跡とともに総柱構造を主体とする倉庫群が整然と配置されており、下総国相馬郡の正倉跡と推定されるに至った。既に多くの研究者に取り上げられており、山中敏史氏は非本拠地型郡衙遺跡として小郡遺跡・神野向遺跡・梅曾



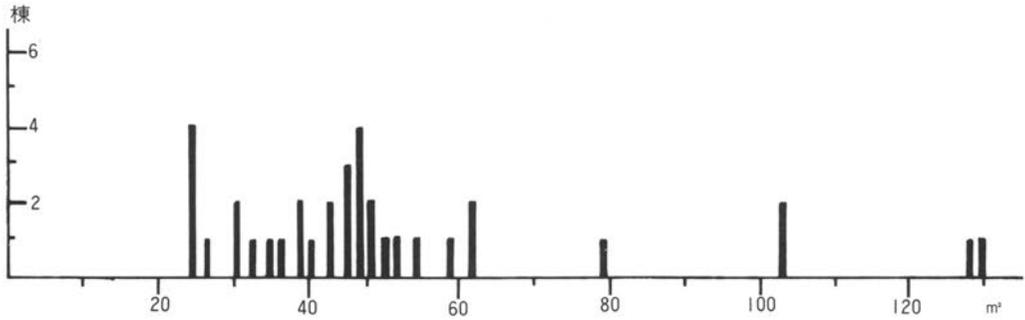
『千葉県埋蔵文化財分布地図(1)』より転載

第3図 遺跡位置図

(註36)
遺跡と共に取り上げている。即ち、手賀沼周辺の古墳群の分布から、有力氏族の本拠地を設定したもので、古墳時代においては我孫子地区に相馬郡域における最有力氏族が存在し、日秀西遺跡を含む湖北地区が郡領氏族の旧来からの本拠地であったとは考え難いとしている。

さて、日秀西遺跡において検出された建物は、建物の方向性から2期に区分される。仮りにプレ郡家期と郡家期とするが、プレ郡家期は先行する鬼高期の集落とほぼ同様な方向性のもとに構築されたもので、殆どが側柱構造となる。個々の建物の時期を決定する資料は得られていないが、先行する鬼高期の竪穴住居跡の時期を考えるならば、7世紀後半～末の構築と考えたい。掘方の規模は後述する郡家期のものと大差のないものも含まれるが、時期的には郡制施行以前の可能性が高い。

郡家期に属する建物は、ほぼ方位に沿った構築がなされ、極めて整然と配置されている。このうち25号をはじめとする数棟が側柱構造であり、性格も一概に決定できないものである。この他の建物は総柱構造ないし礎石建物となり、正倉としての一般的形態となる。25号をはじめ



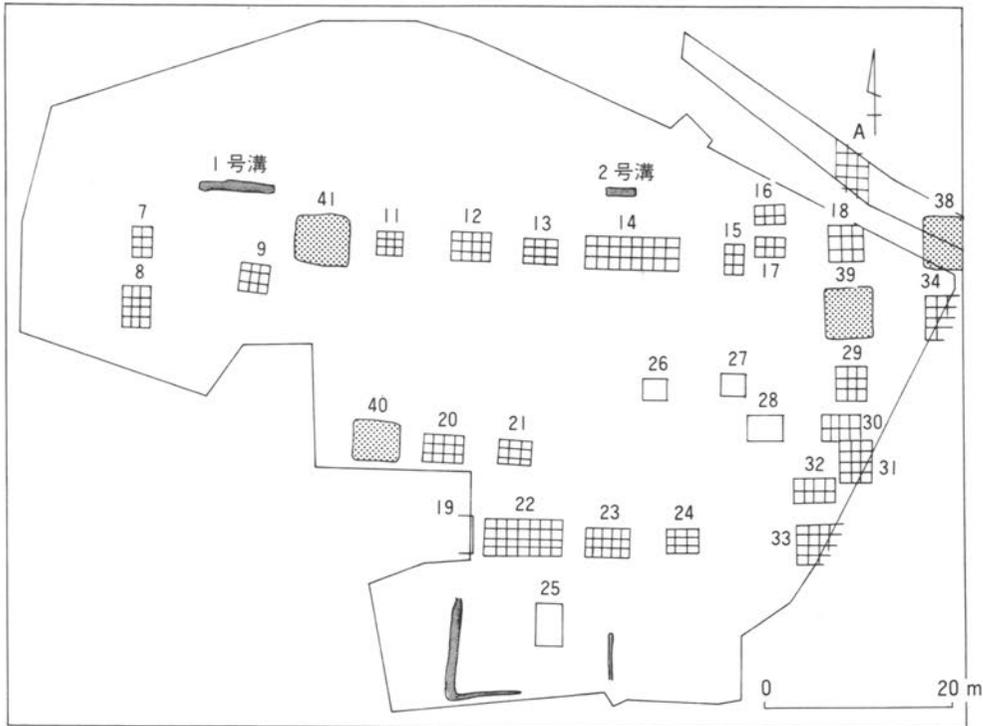
第4図 日秀西遺跡正倉面積度数分布図

とする側柱構造の建物は正倉の管理棟ないし「屋」としての可能性が高いものである。しかし、正倉以外の執務機関としての郡家を構成する官舎群は全く検出されておらず、山中敏史氏^(註38)は意部郷に分置された正倉の可能性を考えながらも、東方約250mで検出された溝との間に郡庁が営まれた可能性を指摘している。本遺跡から検出された倉庫群は、その同時性はともかくとして30棟以上を数えるものである。『和泉監正税帳』記載の各郡の正倉数は、大鳥郡9、和泉郡23、日根郡16と復原されており、また、天平2年度(730)の越前国においても最低が敦賀郡16、最高が坂井郡64であり、1郷当たりの平均は4棟となる。相馬郡は6郷であり、単純に考えると24棟をもって正倉の平均値となる。従って数字の上からも分置された正倉でない可能性は高いと言え、郡家域内に置かれた正倉であると言えよう。

(2) 正倉としての構造

各建物の配置は、先に上げた『上野国交替実録帳』や『和泉監正税帳』の記載と一致するもので、方位に沿った4群から構成されている。全体的な構造は、南北1町・東西2町の正倉域を有していたとしてよい。具体的には、南北方向は北群に沿って位置する1・2号溝から25号建物の南に位置する溝までがほぼ1町となる。東西方向は、西群の8号から東群34号までが1町と $\frac{2}{3}$ であり、建物の外側にそれぞれ60尺程度の空間を持たせたものである。その場合25号の中軸線が正倉域の中軸線と一致するのは、25号の性格を考える上で重要である。このように1×2町の方形の正倉域を設定すると、南西端は台地内に納まらず、おそらく谷に含まれる部分を除外した範囲を正倉域として捉えてよいであろう。

また、正倉跡で一般的な区画施設は明確には存在していない。北側には先の1・2号溝が部分的に検出されているが、遺跡西側は谷となっており、特に区画施設が必要でなかったことも考えられるが、正倉としての機能を考えた場合、その管理機能は手薄であったと言わざるを得



第5図 日秀西遺跡建物配置図

ない。また、国家権力の象徴的表現の手段としての側面を考えた場合にも、区画施設並びに門の存在は不可欠である。整備された正倉が検出されている他の遺跡においても、門の存在は関和久遺跡等限られているが、殆どの遺跡において区画施設が検出されており、さらに郡庁域とも区画される例が多い。^(註42) その典型的な遺跡は関和久遺跡であり、郡庁域の南側に日秀西遺跡と同規模の正倉が検出された。また、郡庁域に対する正倉の位置関係に多少の相違はあるものの、^(註43) 神野向遺跡・^(註44) 梅曾遺跡・^(註45) 長者原遺跡・^(註46) 小郡遺跡も同様な構造となるものである。^(註47) 日秀西遺跡では24号と33号の間が唯一開いており、その方向に入口を想定することができる。さらに、正倉の中央は、1×½町ほどの広場となっており、ここを利用して穎穀の収納ないし動用穀・穎稻の搬出に伴う作業を行ったものと推定できる。関和久遺跡についてもほぼ同規模の広場を有しているが、長者原遺跡では具体的に広場を指定するに及んでいない。また、梅曾遺跡・吉田南遺跡・小郡遺跡等は未調査部分の建物配置によって広場が存在した可能性を残している。それでは日秀西遺跡の各群の建物について観察してみたい。

北群 各群は正税帳等の記載から「北○倉」・「北院第○倉」と称されていたと考えられるが、各群はその全容が判明している分ではなく、群を構成する全ての建物が明らかになってい

るのは北群だけである。北群以外の各群は、その一部が調査区外に拡がり、未調査区においてもさらに建物が存在することは確実である。

北群は8棟の建物が確認されているが、15～17号の位置関係から、これら3棟は同時存在し得ず、少なくとも3期の時期にわたることが確認されている。北群の主要な建物は14号で8×3間の規模を有し、面積も100㎡を超える長大なものである。これに近い建物は南群にも存在し、この2棟が法倉として機能していたと考えて間違いない。また、この2棟の位置は群のほぼ中央に当たり、法倉として納得のいくものである。山中敏史氏は正税帳の記載について、法倉が特殊な壁構造を持つ倉庫である可能性を考えておられ、また天平11年(739)『伊豆国正税帳』の「凡倉」(寧楽遺文では「瓦倉」)の記載、天平10年(738)『駿河国正税帳』の「凡倉」(同)、『法隆寺伽藍縁起並流記資材帳』の「合倉」を例に上げ、駿河国の場合は土倉が法倉に当たるものであったと推定されている。寧楽遺文にあるような「瓦倉」を考えると、実際には瓦葺き倉庫は極めて例外的であり、日秀西遺跡においても14号付近から瓦が出土しているが、その量を考えれば屋根全体を瓦葺きとしたものでないことは確実である。さて、法倉は一般に動用穀を収納していたもので、穀支出用の倉であったと言える。即ち賑給用の穀を支出するものであるが、舟尾好正氏の指摘するとおり、法倉は比較的新しい時期に造営されたもので、賑給の制度が実施されたのは7世紀後半であり、その機能が円滑化したのは8世紀代に入ってからのことである。また舟尾氏は、法倉等の動用倉はこの制度の実施当初から存在したとは考え難く、当座は別の倉が利用されたとしている。日秀西遺跡の14号は北群の中央に位置し、正倉として整備された当初から存在したことは間違いのないところである。そうすると14号を含む北群、しいては本遺跡が正倉として整備されたのは8世紀代に入ってからの可能性がかなり高いものとなる。このことは、南群22号についても同様のことが言える。しかし、北群14号は北群において13号と共に改築がなされておらず、11・12号に1～2回の改築が行われていることを考えれば、さほど永く存続したものではないと思われる。おそらくは11・12号の1ないし2期までは機能していたものの、41号の礎石建物構築時まで遺存していたかは疑問である。北群を構成する8棟の内訳は、礎石建物1棟である他は掘立柱建物となる。正倉に礎石建物が採用されたのは、穀の永年貯蓄に対する耐久性を求めたものであり、特に関東以北の8世紀後半以降の構築である倉に多く採用されている。日秀西遺跡においても礎石建物は相対的に新しい時期の構築であり、また各群の端に礎石建物が位置していることから、他の建物に対して新しい可能性を補うことができる。全体的な建物の掘方の変遷は、坪掘→布掘→礎石建物と考えてよい。但し、報文でも指摘されているように、北群11号(報文12号)・南群20号は布掘→坪掘の変化が認められる。しかしこれは特殊な例であり、両建物創始期の坪掘を1回目の改築で布掘を採用している。続く2回目の改築時に掘方全体の改築を行わず、柱部分のみを改築した結果、最終

的に坪掘を採用した形となったものである。従って11・20号の最終段階は布掘採用時期よりも遅れる時期であり、礎石建物が採用された時期に属すると考えられる。

ここで北群の建物を整理しておきたい。1期に属する建物は11・12・13・14・15号の5棟であり、16号もさほど遠からぬ時期に構築されたと考えてよい。14号は法倉として別格の規模を有し、14号を除いた建物の平均面積は約36㎡となる。ただ一点気掛りなのは15号の在り方である。15～17号は同じ性格を有し、順次建て替えられたものであるが、15号は北群として一応柱筋を揃えるものの、その南側の27号とも柱筋を揃え、さらに前述した建物配置の中軸線によると、北群の建物ではなく西群9号と対象位置となる。2期は11・12号が改築され、布掘が採用された時期で、17号もこの時期の構築と考えられる。但し、引き続き13・14号が機能していたかは不明であるが、既に11・12号の2棟に改築の必要性が生じていたのであるならば、当然13・14号も同様な状況にあったことは否定できない。このことをもって直ちに13・14号の廃絶を意味するものではないが、かなり近い状態に置かれていたことは想像できる。仮りに13・14号を除いた建物の平均面積は約40㎡となり、1期に比べ1棟当たりの面積は拡大しており、11・12号の改築は収納能力拡大をも意図したものであった。3期は41号の礎石建物が構築された時期であり、ほぼ同時に11号が2回目の改築を行っている。41号は礎石が残存していないため明確な規模は不明であるが、掘り込み地業の範囲から少なくとも40～50㎡の面積を有していたと推定される。11号は先述したように再び坪掘となるが、面積はやはり拡大している。この時点で13・14号の遺存は絶望的であり、前代の建物としては17号がかりうじて機能していたと思われる。即ち、3期を構成する建物は41・11・17号の3棟ということになり、平均面積は約40㎡となる。

南群 北群と向い合う位置にあるが、個々の建物は対象配置とはならない。既に述べたように、南群を構成していたと考えられる建物の全てが明らかになっておらず、22・40号の西方にさらに数棟の建物が存在することは間違いないところである。また、東・西群同様建物の配置は一列とならず、22・23・24号列の内側に19・20・21号が構築されている。さらに22号の外側には25号が構築されているが、25号は倉とは異った機能を果たしていたと考えられ、唯一側柱構造となる。このような正倉内における側柱構造の建物に対して「屋」の可能性が考えられ、山中敏史氏も本遺跡を含め、関和久遺跡・梅曾遺跡・中村遺跡・長者原遺跡にその存在を認め^(註51)ている。しかしながら山中氏自身も指摘しているように、屋は便宜的に造営された収納施設であり、相対的に新しい時期に顕著に見られるようになるものである。25号の場合、まず構造的に桁柱だけに布掘を採用しており、他の建物が梁を布掘とするのと対象的である。また、各群に共通することであるが、建物の新築が正倉の内側へ向けて行われているのに対し、25号は南群の外側に構築されている。さらに25号の中軸線は正倉域のほぼ中心となり、尚且つ25号を取

り囲むように溝が巡らされている。溝に区画された範囲は東西120尺でほぼ1町の $\frac{1}{2}$ となる。これらのことを考えると、正倉の管理棟^(註52)としての可能性を全く否定できるものではない。梅曾遺跡・長者原遺跡とも屋と考えられる側柱構造の建は、総柱構造の倉と混在しており、位置関係から両者を区別することはできない。正倉の管理棟と考えられる例は吉田南遺跡に存在するが、吉田南遺跡の場合有庇建物であり、明らかに倉と区別されるものである。しかし前述したように、本遺跡の25号も単なる便宜的な屋と捉えるには整った建物であり、25号も正倉の管理棟として捉えたい。

さて、南群の中で中心的位置を占めるのは22号であり、北群14号とともに22号が法倉として機能していたと考えられるが、22号については最低2回の改築が認められ、おそらく本遺跡が正倉として機能しなくなる時期まで機能していたと思われる。この点は北群14号と大きく異なる点である。南群は既に述べたように19・40・20・21号と22・23・24号の2列から構成されている。やや前後してしまうが、本来の南群は22・23・24号の列であったようで、このことは法倉と考えられる22号が属していることにより確定的である。また40・20・21号列には40号の礎石建物も含まれており、相対的に新しい時期の構築であることを裏付けている。しかし同列の20号の当初の掘方は坪掘であり、かつ改築も行なわれていることから、20号だけは時期的に大きく隔たらないものである。即ち南群は、正倉が造営された時期かその直後に内側に拡大され、以後徐々に内側に増築されその規模を拡大していったものである。

ここで南群について整理をしておきたい。1期は20・22・23号の3棟が確認されており、22号が法倉として別格の規模を有している。22号を除いた平均面積は約53 m^2 となる。2期は19・21・24・25号が新築され、ほぼ同時に20・22号が改築されている。但し19号に関しては、大部分が未調査であり建物の規模は明らかになっていない。確認されている部分だけを見ても、棟数は飛躍的に増加しており、正倉としての機能が充実した時期と考えられる。ここで23号は改築が行われておらず、引き続いて機能していたかは不明である。25号は前述したように正倉面積に加えないこととして、それ以外の4棟の平均面積は約56 m^2 となる。3期は40号に礎石が採用される時期であり、20・22・24号が改築されている。20号は北群11号と同様、布掘り全体を改築せず、柱部分のみを改築し、再び坪掘となっている。これに対して24号は再度布掘を採用しており、あるいは前後関係が存在するのかもしれない。建物の面積は40号に礎石が残存していないため不明であるが、やはり40~50 m^2 は有していたと推定でき、仮りに桁行が8尺等間で4間とするならば、60 m^2 を超えることも考えられる。40号を除いた平均面積は約60 m^2 で、さらに22号を除外すると約40 m^2 となる。

東群 東群も全ての建物が判明しているわけではなく、正倉内側を除く各方向にさらに建物が存在する可能性がある。但し、北側については我孫子市教育委員会の調査により、さらに

2棟の建物の存在が確認されている。ここでも建物の位置関係から、同時存在が困難な建物があり、29・30・30・31、31・32号はそれぞれ明らかに時期差が認められる。東群の建物の累計は本正倉最大のものであり、(34・38号)、(18・39・29・31号)、(32・33号)の3列で構成されている。基本的に(32・33号)が相対的に新しい時期の構築であるが、(34・38号)と(18・39・29・31号)の関係は前者の建物が少ないため断定できない。本遺跡の構図に従えば(34・38号)←(18・39・29・31号)となり、実際(18号)列で掘方に坪掘を採用しているのは29号だけである。(18号)列の他の建物は、布掘ないし礎石建物となり、新しい要素が多く含まれる。また、我孫子市教育委員会の調査で検出された2棟のうち、第5図にAとした建物は、掘方に坪掘を採用しているが、直交する北群のラインより大きくはみ出すものであり、また1・2号溝からもはみ出ている。このことはAが正倉造営当初に存在していなかった可能性を示唆するものであり、また東群が正倉の入口に接しているために、基本的にこれ以上内側への拡大が許されなかったことにより、北方へ拡大したものと捉えられる。即ち、A構築時には既に(18号)列の建物は全て揃っていたと解釈することができる。但し、39号の位置での改築の有無により、Aの所属する時期は変化する。とりあえずAを含めないで各期の建物を考えてみたい。

1期に確実に属するのは29・33・34号の3棟である。このように見ると(34)号列に1期に属する建物が多く含まれているのではないかと考えたくなる。北群の場合にも5棟が既に1期から存在しており、東群の3棟は若干少ない。この段階での建物の平均面積は約38㎡となる。2期は34号の新築とともに、33号が改築されている。基本的に掘方に布掘が採用されているが、18号については礎石を導入する以前の建物が予想される。後述するように西群9号も布掘の掘立柱建物を礎石建物に改築しており、18号の掘方底面の凸凹からも掘立柱建物の存在は明らかである。ここでもやはり1期の29・34号が引き続き機能していたかは明らかでないが、この段階までにAが構築されていなかった場合に29号が機能していたことは確実と言える。3期は39・32・38号の新築とともに18・33号が改築されている。基本的に礎石建物が採用される時期であり、東群では本遺跡最多の3棟が構築されている。やはり礎石が残存していないため、明確な規模は不明であるが、50㎡前後の面積を有していたと考えられる。32号は引き続き布掘を採用しており、31号の内側に構築されることから、31号より後出のものと判断した。32・31号の関係から、31号は既に機能を果たさなくなっていたようであるが、北群15・16・17号の存在を考えると、意図的に建て替えられたとするのが妥当のようである。33号も引き続き布掘を採用しており、従来の14坪から18坪へ拡大されている。この時期の建物は31・33号の東側にも1～2棟の存在が予想されるが、東群にこのように建物が集中してくるのは、おそらく正倉の入口に近い東群が、穎・穀の収納ないし搬出に伴う労働力を軽減することができるためであると理解できる。この時期の建物の平均面積は約50㎡となる。

第1表 正倉の変遷

| 群 | 北群 | | | | | | | 面積 | 南群 | | | | | 面積 | 東群 | | | | | | | 面積 | 西群 | | | 面積 | 面積 | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|------------------|----|----|----|----|----|----|----|---------------|-------|----|----|----|----|----|----|----|--------------|-------------|----|------------|------------------|----------------|-----|
| | 41 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | | 17 | 小計 | 22 | 23 | 24 | | 25 | 40 | 20 | 21 | 小計 | 38 | 34 | | A | 18 | 39 | | | 29 | 31 | 32 | 33 |
| 1期 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 273 | ○ | ○ | | | | ○ | | | 237.5 | ○ | ? | | | ○ | | | ○ | 114.5 | ○ | ○ | | 77 | 702 |
| 2期 | 新築 | | | | | | ○ | 26.5 | | | ○ | ○ | | | ○ | 123 | | | | ○ | | | ○ | | | 120 | | ○ | 43 | 312.5 | |
| | 改築 | ○ | ○ | | | | | 93 (119.5) | ○ | | | | | ○ | | 150 (273) | | | ? | | | | | | ○ | 47 (167) | | | 0 (43) | 290 (602.5) | |
| | 廃絶 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 194 | | ○ | | | | | | 62 | | ○ | | | | ○ | | | | 84 | ○ | ○ | 77 | 417 | |
| 3期 | 新築 | ○ | | | | | | 50? | | | | ○ | | | | 50? | ○ | | | | ○ | | | ○ | 100 | | | 0 | 200? | | |
| | 改築 | | ○ | | | | | 50.5 (100.5?) | ○ | | ○ | | ○ | | | 187 (237?) | | | | ○ | | | | ○ | 118 (218) | | ○ | 43 (43) | 398.5 (598.5) | | |
| | 廃絶 | | ○ | | | | | 78.5 | | | | ○ | | ○ | | 85 | | | | | | | ○ | | 62 | | | 0 | 225.5 | | |
| 存続期間 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | ? | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | | 1 | 1 | 2 | |

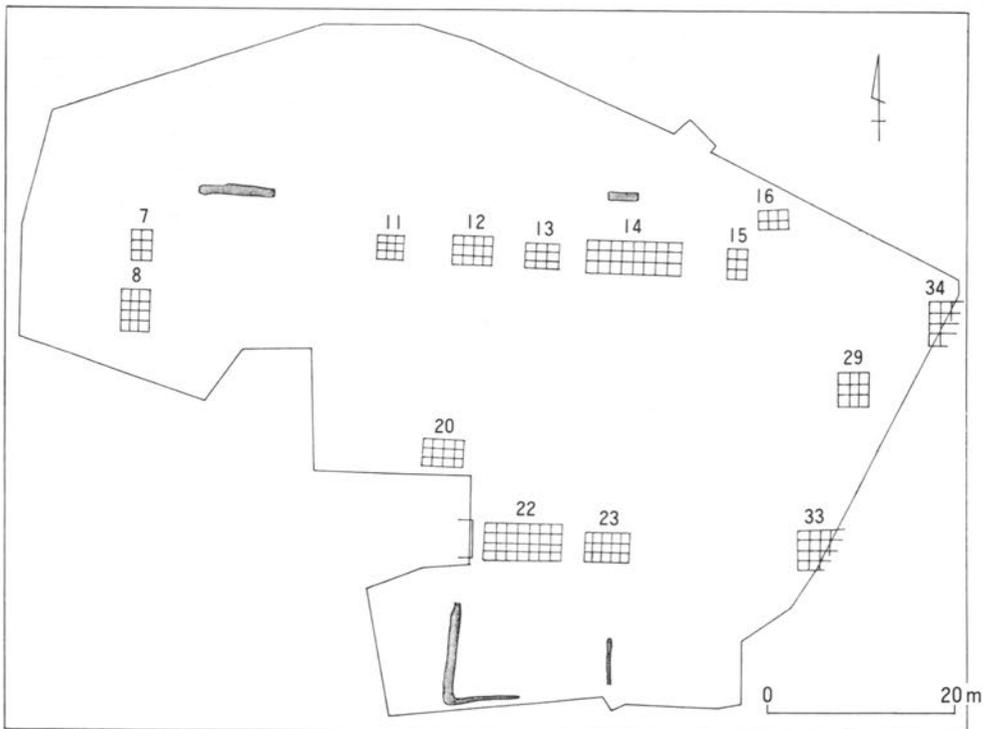
(単位は㎡)

西群 西群は判明している建物が一番少ない群であり、総数3棟となる。建物の配置はやはり2列となり、(7・8号)列が本来の西群として捉えられる。7・8号はともに改築が行われておらず、存続期間も短かったと考えられる。9号については1回の改築が行われており、前述したように最終的に礎石建物となることから、正倉廃絶時まで機能していたようである。いずれにしても、未調査部分のスペースに建物を推定した場合でも、本遺跡の南西側が谷によって十分なスペースを確保できないことから、西群の建物は他の群に比べて少なかったと考えられる。1期に属する建物は7・8号の2棟であり、平均面積は約37㎡。続く2・3期は9号が確認されているだけである。

4. おわりに

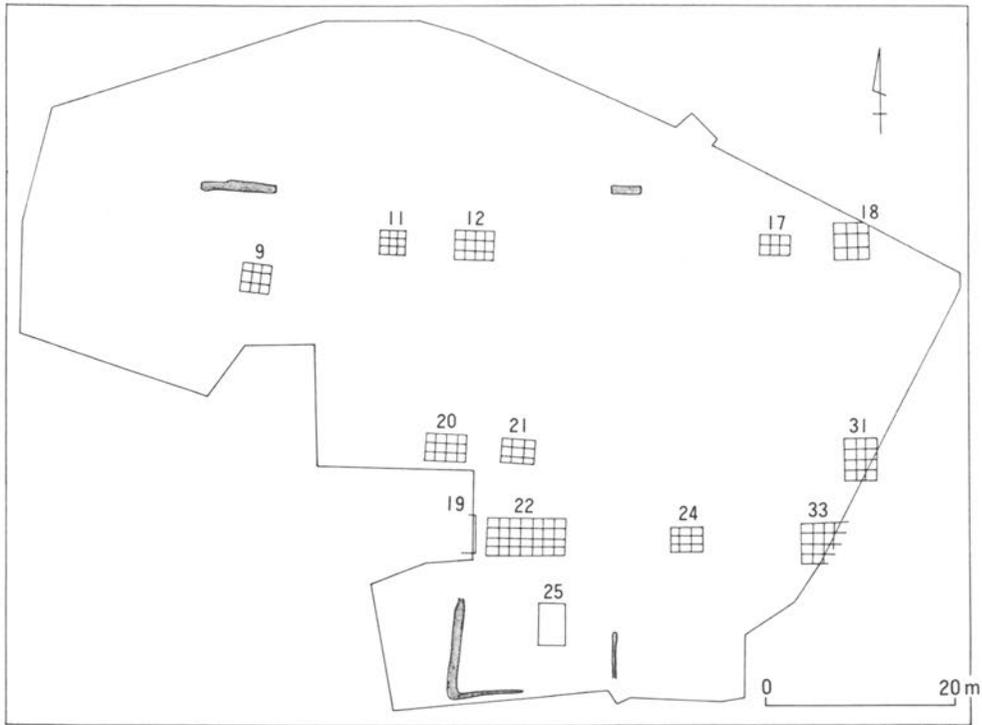
それでは、日秀西遺跡の全体構造について重複するようでもあるが、簡単に整理をしておわりとしたい。

本遺跡の性格は既に周知のように古代令制下における下総国相馬郡の正倉であるが、律令財政において最も重要である収奪機関が判明したにもかかわらず、地方政治の執務機関である郡庁をはじめとする官舎群は検出されていない。正倉域は東西2町、南北1町であり、建物並びに隣棟間隔も完数尺によって造営されている。しかしながら、正倉域を区画する施設は確認されておらず、本来区画施設が存在しなかったとするならば、その管理体制は極めて手薄であったと言える。正倉は方位に沿った4群構成で、各正税帳や『上野国交替実録帳』の記載に一致する。全体的な構成は、正倉の造営開始時に既に決定されていたものである。よって正倉の棟数増加に際しても、正倉域の拡大はなく、建物は正倉の内側へ構築されていった。その結果として、北群を除く各群は2列ないし3列の建物列となっている。ここで、より内側に位置する



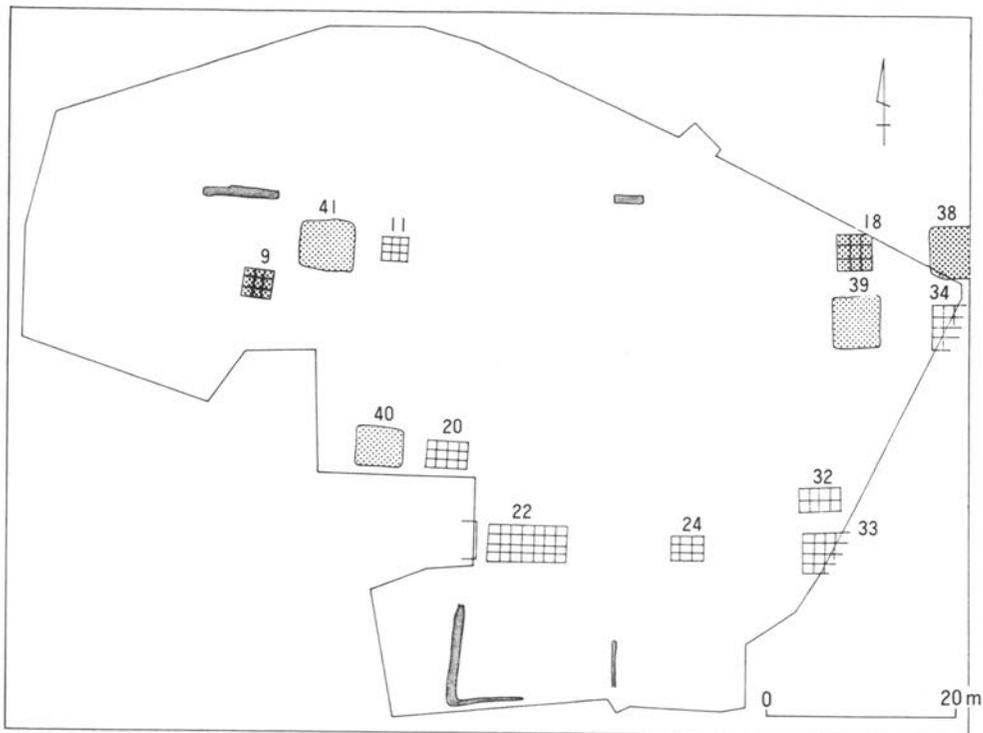
第6図 1期建物配置図

建物列が相対的に新しいとすることができる。また、建物は坪掘—布掘—礎石という改築・新築が認められ、これをもとに3期に区分した。しかしこの時期区分はさほど画一的なものではなく、各建物の耐久性の相違、改築・新築にかかる財政的側面の限界による若干のズレ、改築時における収納穀類の取り扱いにより、ある程度の幅を考えなくてははいけない。各期・各群における建物については第1表に整理したとおりである。この表では建物構築後改築がなされないものについては、次期に至って廃絶したものと解釈している。また、合計面積欄のカッコ内の数値は当該時期における建物面積の和である。この数値からも明らかなように、改築が行われていない建物を全て廃絶したものと考えると、建物面積の合計は時期を追って減少することとなる。群別に見ると、北群2・3期、南群3期、西群2期に面積の減少が観察できる。改築が行われた建物の殆どが規模を拡大しており、正倉全体も拡大の方向にあったと推定できる。また、一般的に「屋」や「借屋」と呼ばれるような便宜的収納施設を使用せざるを得なかったことから、正倉の規模の拡大は収納すべき穀の量に追いつかなかったようである。ということは、北・南・西群の建物の内の何棟かは次期に引き続いて機能していたことを物語る。しかし残念なことに具体的に建物を上げる資料は得られていないが、とりあえず可能性が考えられる建物を列記すると、北群13・14号、南群21号が上げられる。西群については検出された建



第7図 2期建物配置図

物数が少ないため、未調査部分の建物如何によって状況が異ってくるものと思われる。ここで注意したいのは、北群13、14号が2期にも存続していた可能性を認めることはできるが、この2棟が続く3期までは存続したとは考えられず、北群の3期に明らかに規模の縮少があったとしてよい。以上のことから、正倉全体の建物が判明しているわけではないが、正倉全体の建物面積は700~800㎡を有していたと推定でき、約210~240坪となる。舟尾好正氏が復原した『和泉監正税帳』記載の正倉規模は、日根郡が212坪、和泉郡が170坪以上ということである。また、村尾次郎氏が復原した『伊予国正税帳』の場合は163坪となり、面積的に日秀西遺跡も充分な規模を有している。また、本文中では特に触れなかった建物であるが、26・27・28号の3棟の建物も側柱構造となるものの、正倉を構成する建物と軸を揃え、本来的な正倉の建物ではないにしろ「屋」として正倉の収納能力に加わっているものである。この3棟は東群の内側に構築され、東群との位置関係から同時存在が考えられない部分もあるが、屋としての性格を考えれば、正倉の入口近くに構築されているのも当然であろう。時期的には、同様に正倉内において側柱構造の建物が検出されている中村遺跡・梅曾遺跡・関和久遺跡について見ても8世紀後半の構築であることは確実であり、比較的新しい時期の建物である。本遺跡の場合、明確に時期を示す資料が得られておらず、具体的に年代を与えることは出来ないが、出土遺物から9世紀代に



第8図 3期建物配置図

は既に正倉としての機能しなくなっていたと考えられ、また礎石建物の採用が一般的に8世紀後半であることからも、屋も3期に属すると見ることができる。そうすると、東群の3期の建物である12・39号にとってこれらの屋は、収納・搬出作業に際して邪魔な存在であり、この点をどのように解釈したものか疑問である。東群には本遺跡最多の3棟の礎石建物構築されており、正倉全体では6棟の礎石建物が構築されていた。東群を除くと、残りは各群に1棟ずつ位置しており、各群とも決った位置に構築されている。即ち、各群とも正倉の入口から遠い端に位置しており、その位置は北・南においては群の西端、東・西群においては群の北端となる。この位置がどのような意味を持つのか明らかにし得ないが、あるいは正税帳等に記載されている倉の番号と関係するのかもしれない。礎石建物の正倉への採用は、穀の収納に対する耐久性の確保が目的であり、その造営に際しては国家権力による技術ないし労働力の共与が行われたことを窺える。このように耐久性を重視し、国家にもかなりの関心が持たれた倉は穀倉であり、舟尾氏が指摘する1郷1間程度という穀倉の棟数にも当てはまる。また、村尾次郎氏が復原した穀の全貯穀に対する不動倉の比率は、資料を提供した13国中8国までが60%以上の比率を占めている。本遺跡の場合、動用倉である法倉が3期1棟有り、面積的にも決して少ないものではないことから、これらの礎石建物を不動倉と考えたい。これは不動倉の設置が和銅元年(708)

の太政官符によるものであることとも矛盾しないものである。

以上、単に日秀西遺跡の建物の羅列に終わってしまったが、正倉に関する研究は調査例が増加する中において、実際の機能との対比が充分でなく、特に地域による余剰生産物の格差から、その規模や存在形態もかなり多様なものである。今後詳細な史・資料の検討により、個々の正倉の内容解明も決して不可能なことではないと考える。

註

- 註1 政治的人民支配とともに、租税の徴収による財政的基盤の確保が重要であったと考えられる。
- 註2 凡戸以五十為里。以下略
- 註3 凡郡以廿里以下。十六里以上。為大郡。十二里以上為上郡。八里以上為中郡。四里以上為下郡。二里以上為小郡。
- 註4 本論では郡家と記したい。足利健亮氏は郡衙と郡家を区別して使用されており(1976 「古代都市としての郡衙」『歴史公論』10)、また山中敏史氏も同様に区別されている(1983 「評・郡衙の成立とその意義」『文化財論叢』)。これは史料的に見て「郡家」という記載が単に郡庁を示すばかりでなく、それらに伴う諸施設、あるいは郡家に関する官人の居館までを含む場合があり、これらとの混同を避けるためである。しかし『出雲国風土記』、『統紀』和銅2年10月庚寅條、宝龜3年12月19日太政官符を始めとして、史料的に本来「郡家」という記載が一般であり、また本来的用語であると考え。この他には『統紀』延喜2年6月丙午朔條に「郡府」、『統紀』延暦7年6月癸未條に「郡治」等が見られる。
- 註5 山中敏史 1976 「古代郡衙遺跡の再検討—郡衙の成立期を中心として—」『日本史研究』161
- 註6 山中敏史はこの関係について、本拠地型郡衙遺跡A類、本拠地型郡衙遺跡B類、非本拠地型郡衙遺跡として区分している(前出註3)。
- 註7 凡郡司。取性識清廉勤時務者。為大領。少領。強幹聡敏工書計者。為主政。主帳其大領外從八位上。少領外從八位下叙文。
- 註8 磯貝正義 1962 「律令時代の地方政治—とくに郡司の任用制度を中心として—」『日本古代史論集』上巻
- 註9 『常陸国風土記』香島郡條の記載に「前郡所置」とある。
- 註10 本稿で取り上げる日秀西遺跡も9世紀までは存続せず、他の場所に移転した可能性が指摘できる。
- 註11 『義解』では五行器條。
- 註12 『上野国交替実録帳』に関する研究は、竹内理三 1951 「郡衙の構造—上野国交替実録帳について」『史淵』50
前沢和之 1976 「「上野国交替実録帳」についての基礎的研究」『群馬県史研究』4
前沢和之 1978 「「上野国交替実録帳」郡衙項についての覚書」『群馬県史研究』7がある。
- 註13 前出註4。基本的に4棟構成となるのは、郡司4等官との関係が考えられる。
- 註14 山本忠尚 1983 「地方官衙の遺跡」『日本歴史考古学を学ぶ』上
- 註15 衛禁律越垣及城條「凡越一中略一郡垣杖七十—後略」
- 註16 関和久遺跡・古郡遺跡・梅曾遺跡・神野向遺跡・長者原遺跡等郡庁と正倉が接して造営される例は多い。
- 註17 山中敏史 1984 「遺跡からみた郡衙の構造」『日本古代の都城と国家』

- 註18 吉田 晶氏が指摘する（1973『日本古代国家成立史論—国造制を中心として—』）ように郡家周辺にも集落が展開することがあり、また当時の低地の利用情況は具体的に把握されておらず、少なくとも日秀西遺跡については台地上の占地ということに特異性は見い出せない。
- 註19 村尾次郎 1961 『律令財政史の研究』
- 註20 前出註19をはじめ、井上 薫 1962 「和泉監正税帳の復元をめぐる」『日本古代史論集』下、同『奈良朝仏教史の研究』、藺田香融 1981 「和泉監正税帳について—正税帳復元の可能性と限界」『日本古代財政史の研究』、沢田吾一 1922 『奈良朝民政経済の数的研究』等がある。
- 註21 前出註17
- 註22 舟尾好正 1975 「古代の稲倉をめぐる権力と農民—和泉地方を中心として」『ヒストリア』69・74
- 註23 藺田香融 1967 「古代名草郡の地域像」『岩橋千塚』
- 註24 富山 博 1974 「正倉建築の構造と変遷」『日本建築学会論文報告集』
- 註25 前出註22
- 註26 前出註22
- 註27 前出註24
- 註28 鬼頭清明 『律令国家と農民』
村尾次郎氏の復元によると（前出註19）法倉は尾張（天平2年）、和泉、伊豆等の正税帳に見え、尾張は全正倉151間中10間、伊豆も85間中10間が法倉である。また法倉という呼称について、構造を示すと捉えられる記載方をとっているが、やはり「法」は文字どおり法規・法令の「法」と捉えるべきとしている。
- 註29 山中氏の復元による（前出註17）。
- 註30 長者原遺跡 大川 清・水野順敏 1981 「横浜市富士塚地区遺跡群長者原遺跡の調査」『第5回神奈川県遺跡調査・研究発表会要旨』
梅曾遺跡 小川町教育委員会 1976 『那須官衙第四次緊急発掘調査報告書』
関和久遺跡 福島県教育委員会 1973～82 『関和久遺跡』I～X
- 註31 太政官奏。諸国租倉。大小並所積数。此校文案。無所錯失。因斯。国司相替之日。依帳承付。不更勘驗。而用多欠少。徒立虚帳。本無実数。良由国郡司等不檢校之所到也。自今以後。諸国造倉。率為三等。大受四千斛。小二千斛。一定之後。勿虚文案。
- 註32 前出註19
- 註33 勸千葉県文化財センター 1980 『千葉県我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書』
- 註34 調査は勸千葉県文化財センターへ委託して実施したものである。1982 『日秀西遺跡遺構確認調査概報』
- 註35 我孫子市教育委員会 1982 『我孫子市埋蔵文化財報告第2集』
- 註36 前出註4
- 註37 戸田有二氏は（1978「地方官衙考」『国士館大学人文学会紀要』10）郡庁と正倉の位置関係から郡家遺跡を3形態に分類しておられる。
- 註38 前出註17
- 註39 前出註34
- 註40 相馬郡 大井 相馬 布佐 古溝 意部 餘戸（元和3年古活字本）
- 註41 建物配置の中軸線は25号の中軸線とは一致せず、北群12号東端、南群21号西端を通る線によって左右対象

配置となる。逆に北・南群は29号南端から先の線に直交する線が相当する。

註42 戸田有二氏（前出註37）が指摘する第1形態に当てはまる。

註43 鹿島町教育委員会 1981 『神野向遺跡 I』

註44 前出註30

註45 前出註30

註46 福岡県教育委員会 1967 『福岡県三井郡小郡遺跡』

註47 それぞれの郡庁と正倉との位置関係は、神野向遺跡が郡庁の南西側、梅曾遺跡・長者原遺跡が西側、小郡遺跡が北側に造営されている。

註48 前出註17

註49 村尾次郎氏も指摘しているように（前出註19）法倉は他の構造上の特徴を示すと考えられる倉と併記されており、あるいは特別な構造を持つものかもしれない。

註50 前出註22

註51 前出註17

註52 『類聚三代格』所収の弘仁13年閏9月20日太政官符に見える「収納穀類正倉官舎院守」や「税長正倉官舎」から正倉の管理棟の存在が考えられる。

註53 報文でも示されているように、桁行柱間寸法は7・8尺を多用している。

註54 前出註22

註55 前出註19

註56 正税帳の記載から「屋」には穎稻を収納したものであり、主に出挙に当てられている。

註57 天平11年『伊豆国正税帳』によると85棟の内8棟が礎石建物であったことが知られ、史料的に8世紀中葉には礎石建物が正倉に採用されている。

註58 前出註22

（千葉県文化財センター調査部）